

新派生売買システム等の稼働に伴う先物・オプション取引制度等の一部改正について

平成19年3月28日
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、先物・オプション取引（国債証券先物取引、株価指数先物取引、株券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び株価指数オプション取引をいいます。以下同じ。）市場における制度面の利便性、効率性向上の観点から、新派生売買システム等の稼働に併せて、現行制度の一部見直し及び新制度の導入を図ることとします。 	
II. 見直しの概要		
1. 取引成立要件の見直し		
(1) 板寄せ時の合致要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現在、①立会開始時、②中断後の再開時、③一定条件下での立会終了時、④特別気配表示時の約定値段の決定について、次の(i)から(iii)に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量が合致する値段で取引を成立させています。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 成行呼値の全部の数量 (ii) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量 (iii) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量 <ul style="list-style-type: none"> a 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量 b 他方の呼値について当取引所が定める数量 しかしながら、次の場合には、対当する値段があっても、上の要件が満たされていないことにより、取引が成立しない場合があります。このため、次のとおり取引成立要件を一部見直すこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる板寄せ方式。
a 立会開始時等	<ul style="list-style-type: none"> 先物・オプション取引全般について、上記(i)から(iii) bまでの売呼値の合計数量と 	<ul style="list-style-type: none"> 当該要件を満たす値段が複

<p>の約定値段等の合致要件</p>	<p>買呼値の合計数量が合致する値段がある場合を除き、上記（i）から（iii）aまでの合計数量が合致する値段で取引を成立させることとします。</p>	<p>数存在する場合は、直近の約定値段又はそれに最も近い値段で取引を成立させることとします。</p>
<p>b ストップ配分における合致要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数先物取引、株券オプション取引及び株価指数オプション取引については、午後立会（半休日においては、午前立会）終了時において制限値幅の限度の値段で対当されることとなる場合に、成行呼値を当該値段による指値とみなすいわゆるストップ配分の要件について、国債証券先物オプション取引と同様、上記（iii）bの当取引所が定める数量を、最小単位以上の数量とします。 ・ 併せて、国債証券先物取引について、他の先物・オプション取引同様、ストップ配分を導入することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、最小単位に当該制限値段で呼値を行っている取引参加者数を乗じて算出した数量以上の数量。 ・ 限月間スプレッド取引は現行どおり。
<p>（2）同時呼値の配分方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限月間スプレッド取引の同時呼値の配分において、均等・比例配分方式を見直し、取引参加者単位で呼値の数量の多い順に1単位ずつ割り当てることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物株と同様とします。
<p>（3）立会終了時の約定値段を定める売買等の条件の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物・オプション取引の立会終了時の約定値段を定める売買について、呼値の状況にかかわらず、常に板寄せにより行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券オプション取引については、変更しません。
<p>（4）立会終了時の約定値段等を定める売買等における値幅の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会終了時の約定値段等を定める売買等における値幅を、商品ごとに次のとおりとします。ただし、気配が変化した等のため当該値幅により難いと当取引所が認める場合の値幅は、当取引所がその都度定めることとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国債証券先物取引 <p>直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として15銭。</p> ② 国債証券先物オプション取引 <p>直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引とも10銭。

	<p>該気配値段) を基準として30銭。</p> <p>③ 株価指数先物取引、株価指数オプション取引 基準値段又はオプション取引に係る前日の最終対象株価指数の数値の区分に従って別表1のとおりとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 呼値の制限値幅の拡大(2.(1)a)に伴うテーブルの細分化。
<p>(5) 気配の更新値幅の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 迅速な価格形成確保の観点から、特別気配の更新値幅を、商品ごとに次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国債証券先物オプション取引 直前の気配表示が行われた値段から30銭幅以内の値段。 ② 株価指数先物取引、株価指数オプション取引 基準値段又はオプション取引に係る前日の最終対象株価指数の数値の区分に従って別表1のとおりとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現在は、10銭。なお、国債証券先物取引については現行どおり10銭。 • 呼値の制限値幅の拡大(2.(1)a)に伴うテーブルの細分化。 • 株券オプション取引については、変更しません。
<p>(6) 注意気配</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 注意気配の表示を行わないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現物株と同様とします。
<p>2. 呼値の制限値幅の拡大等</p>		
<p>(1) 株価指数先物・株価指数オプション取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引について、呼値の制限値幅を拡大するとともに、取引の一時中断措置(サーキット・ブレーカー制度)の発動基準を見直すこととします。 	
<p>a 呼値の制限値幅の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引について、呼値の制限値幅を現物指数の理論上の値幅をカバーできる水準に拡大することとし、併せて呼値の制限値幅を設定する区切りを細分化します。(別表2参照) 	<ul style="list-style-type: none"> • 現物指数の理論上の値幅は、現在のTOPIXの水準で、約16%となっています。

<p>b 取引の一時中断措置の発動基準の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数先物取引の各限月取引について、次の（i）又は（ii）に該当した場合には、当取引所が適当と認める時間が経過するまでの間（15分間）、取引を一時中断します。（別表2参照） <ul style="list-style-type: none"> （i） 直前の約定指数（限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定指数を除きます。）又は特別気配値段が、呼値の制限値幅の基準値段を当取引所が定める値幅を超えて下回り、かつ、当取引所が定める理論価格から当取引所が定める乖離幅を超えて下回っている場合。 （ii） 直前の約定指数（限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定指数を除きます。）又は特別気配値段が、呼値の制限値幅の基準値段を当取引所が定める値幅を超えて上回り、かつ、当取引所が定める理論価格から当取引所が定める乖離幅を超えて上回っている場合。 ・ 株価指数先物取引の一時中断が行われている場合は、当該一時中断されている限月取引に係る限月間スプレッド取引、立会外取引及び株価指数オプション取引も、当該一時中断されている限月取引の一時中断が終了されるまでの間、取引を一時中断します。 ・ 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 午後2時45分以降（半休日は午前10時45分以降）（立会終了前25分間） ② 上の（i）又は（ii）の基準に該当して一時中断を実施した限月取引が、当日中に再度（i）又は（ii）のいずれか同じ基準に該当した場合 ③ 呼値の制限値幅の限度の値段で発動基準に該当した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、特別気配表示中は、取引の一時中断を行っておりません。 ・ 現行どおり。 ・ 現行どおり。
<p>(2) 国債証券先物取引・国債証券先物オプション取引 a 呼値の制限値幅の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の国債証券先物・オプション取引における呼値の制限値幅の拡大措置を売買の一時中断措置として整理し直すとともに、現行の拡大後の制限値幅を呼値の制限値幅とします。 ・ 呼値の制限値幅を次のとおり拡大します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中期及び長期国債先物取引：3円 ② 超長期国債先物取引：4円50銭 ③ 中期及び長期国債先物オプション取引：3円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中期及び長期国債先物取引：2円 ② 超長期国債先物取引：3円

<p>b 売買の一時中断措置の整備</p>	<p>④ 限月間スプレッド取引：6円</p> <ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引の各限月取引について、次の(i)又は(ii)に該当した場合には、当取引所が適当と認める時間が経過するまでの間(15分間)、売買を一時中断します。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 直前の約定値段(限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定値段を除きます。)又は特別気配値段が、呼値の制限値幅の基準値段を当取引所が定める値幅(中期及び長期国債先物については2円、超長期国債先物については3円)を超えて上回っている場合。 (ii) 直前の約定値段(限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定値段を除きます。)又は特別気配値段が、呼値の制限値幅の基準値段を当取引所が定める値幅(中期及び長期国債先物については2円、超長期国債先物については3円)を超えて下回っている場合。 国債証券先物取引について、売買の一時中断が行われている場合は、当該一時中断されている限月取引に係る限月間スプレッド取引、立会外取引及び国債証券先物オプション取引についても、当該一時中断されている限月取引の一時中断措置が終了されるまでの間、取引を一時中断します。 次の①又は②のいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 午後2時35分(半休日は午前10時35分)以降(午後立会終了前25分間) ② 上の(i)又は(ii)の基準に該当して一時中断を実施した限月取引が、同一取引日中に再度(i)又は(ii)のいずれか同じ基準に該当した場合 	<p>③中期及び長期国債先物オプション取引：2円</p> <p>④限月間スプレッド取引：4円</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買の一時中断中も注文を受け付けます。 国債証券先物オプション取引の価格変動を理由とする一時中断は行いません。 立会外取引制度の整備の詳細は、別紙1参照。
<p>3. 立会外取引制度の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 立会外取引について、取引状況及び利用者のニーズを踏まえて所要の見直しを行い、立会外取引の利便性向上を図ることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 立会外取引制度の整備の詳細は、別紙1参照。

4. ギブアップ制度の導入

- ・ 投資家において、成立した先物・オプション取引の清算・決済業務（建玉管理、証拠金の授受等）を行う参加者の分散化や集中化の需要があることを鑑み、先物・オプション取引に係る利便性向上の観点から、ギブアップ制度を導入することとします。

- ・ ギブアップ制度の詳細は、別紙2参照。

5. 転売・買戻し等の申告方法等の見直し

(1) 申告方法の変更

- ・ 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）に対する転売・買戻し等の申告（転売又は買戻しの別及び数量の申告並びに権利行使又は権利放棄の数量の申告をいいます。以下同じ。）は、清算システムにより行うこととなります。
- ・ 権利行使及び割当に関するクリアリング機構からの通知手段も、売買システムから清算システムに変更されます。

- ・ 転売・買戻し等の申告は、クリアリング機構の制度であり、同機構において制度変更が行われる予定です。

(2) 申告時限の変更

- ・ 転売・買戻し等の申告は、取引の区分ごとに、次に定める時限までに行うものとします（括弧内は半休日の取扱い。）。

① 顧客から取引参加者への申告時限

取引の区分	転売・買戻し(事前の合意がある場合)		権利行使	
	現行	変更後	現行	変更後
国債証券先物取引	16:15 (12:15)	16:30 (12:30)		
国債証券先物オプション取引	16:15 (12:15)	16:30 (12:30)	15:45 (11:45)	16:00 (12:00) *
株価指数先物取引	16:30 (12:30)	16:30 (12:30)		
株価指数オプション取引	16:30 (12:30)	16:30 (12:30)	16:00 (-)	16:00 (-)
株券オプション取引	16:30 (12:30)	16:30 (12:30)	15:45 (-)	16:00 (-) *

* テイクアップ分に係る権利行使については、16:45 (12:45)。

- ・ 国債証券先物オプション取引の権利行使に伴い成立する国債証券先物取引に係る転売・買戻しの申告時限は現行どおり。

② 清算参加者又は非清算参加者からクリアリング機構への申告時限

取引の区分	転売・買戻し		権利行使	
	現行	変更後	現行	変更後
国債証券先物取引	16:30 (12:30)	17:00 (13:00)	/	/
国債証券先物オプション取引	16:30 (12:30)	17:00 (13:00)	16:30 (12:30)	17:00 (13:00)
株価指数先物取引	16:45 (12:45)	17:00 (13:00)	/	/
株価指数オプション取引	16:45 (12:45)	17:00 (13:00)	16:45 (-)	17:00 (-)
株券オプション取引	16:45 (12:45)	17:00 (13:00)	16:45 (-)	17:00 (-)

- ・ 国債証券先物オプション取引の権利行使に伴い成立する国債証券先物取引に係る転売・買戻しの申告の時限は現行どおり。

(3) 転売・買戻し等の申告数量の修正

- ・ 転売申告数量がギブアップ後の売付数量を上回る場合には、ギブアップ後の売付数量が転売数量とみなされることとなります。また、買戻し申告数量がギブアップ後の買付数量を上回る場合には、ギブアップ後の買付数量が買戻し数量とみなされることとなります。
- ・ 転売・買戻し申告内容をそのまま反映すると建玉数量がマイナスになってしまう場合には、転売・買戻し申告内容反映後の売り建玉数量又は買い建玉数量のいずれかが0（ゼロ）となるよう、転売・買戻し数量が減少させられることとなります。
- ・ 権利行使申告数量が、上の方法により確定した当該取引日の買い建玉数量を上回る場合は、当日の買い建玉数量を権利行使数量とします。

6. その他

(1) 国債証券先物取引の限月間スプレッド取引に係る各限月取引の約定値段の算出方法の見直し

- ・ 中心限月の交代時期が、ほとんど直近の限月取引の取引最終日となっているという昨今の市場実態に鑑み、国債証券先物取引の直近の限月取引と第二限月取引に係る限月間スプレッド取引が成立したときの各限月取引の売付け又は買付けに係る約定値段は、当該直近の限月取引の受渡決済期日の属する月の1日の午前立会から当該直近の限月取引の売買最終日の間においても、直近の限月取引を基準として算出することとします。

- ・ 現在は、第二限月を基準として直近の限月取引の約定値段を算出することとしています。

(2) 株価指数先物

- ・ 株価指数先物取引の限月間スプレッド取引の利便性向上の観点から、当該限月間スプレッ

- ・ 現在の株価指数先物取引の

取引の限月間スプレッド取引に係る呼値の単位の変更

(3) 株券オプション取引に係る呼値の単位の見直し

(4) 国債証券先物オプション取引に係る限月取引の取引開始時期の見直し

(5) 株価指数オプション取引に係る限月取引及び権利行使価格の設定方法の見直し

ド取引に係る呼値の単位を0.1ポイントとします。

・対象株券の売買単位が奇数である株券オプションに係る呼値の単位について、当日の対象株券に係る呼値の制限値幅の下限の値段が2,000円未満の場合は1円、2,000円以上3,000円未満の場合は2円とします。

・現在、国債証券先物オプション取引に係る新たな限月取引の取引開始時期は、限月取引の区分に従って、原則として次の①又は②のとおりとしておりますが、各限月取引の権利行使対象先物限月取引において取引開始後最初の約定値段が決定していない場合には、当該値段が決定した取引日の翌取引日の午前立会から取引を開始しています。

・この点につき、各限月取引の権利行使対象先物限月取引において取引開始後最初の約定値段が決定していない場合の取扱いを取り止め、新たな限月取引の取引開始時期について、限月取引の区分に従って、常に次の①又は②のとおりとします。

① 四半期限月取引（3月、6月、9月、12月限月取引）

最初に取引最終日が到来する四半期限月取引の取引最終日の翌取引日の午前立会から。

② 四半期限月取引以外の限月取引

当該限月取引の取引最終日の属する月の前月1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前立会から。

・国債証券先物オプション取引に係る限月取引の取引開始日の前営業日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を基に権利行使価格を設定します。

・株価指数オプション取引について、限月取引の数とその期間を拡大し、併せて、権利行使価格の設定方法を見直すこととします。

限月間スプレッド取引の呼値の単位は、0.5ポイント。

・現在の当該呼値の単位は、それぞれ50銭、2円50銭。

・株価指数オプション取引に係る限月取引の設定方法等の見直しの詳細は、別紙3参照。

<p>(6) 建玉移管の申告方法の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客又は非清算参加者が、建玉の移管の委託を行おうとする場合には、移管元清算参加者及び移管先清算参加者のそれぞれが指定する日時までに、当該移管元清算参加者及び移管先清算参加者のそれぞれに建玉移管を申し込み、その承諾を受けなければなりません。 この場合において、顧客又は非清算参加者は、クリアリング機構が定める事項等を移管元清算参加者及び移管先清算参加者のそれぞれに申告するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> クリアリング機構において、建玉移管制度が整備される予定です。
<p>(7) 債券の売買取引制度及び上場制度の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。以下同じ。）の現在の注文・売買状況を踏まえ、当取引所における債券の売買取引に係る事務・システム負担を軽減する観点から、節立会を見直し、売買システムによる継続的な競争売買を行うなど、債券に特有の売買制度を他の商品の売買制度に合わせるものとします。 上場銘柄の現状を鑑み、債券の上場制度を見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> 債券の売買制度等の見直しの詳細は、別紙4参照。
<p>Ⅲ. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新派生売買システムの稼働の日（本年10月目途）から実施します。 	

以上

別表1 株価指数先物取引、株価指数オプション取引における立会終了時の約定値段の値幅と気配の更新値幅

(新派生売買システム等稼働後)

基準値段又は前日の最終対象株価指数の数値		立会終了時の約定値段の値幅／気配の更新値幅	
750 ポイント未満		上下	4 ポイント
750 ポイント以上	1,250 ポイント未満	〃	6 ポイント
1,250 ポイント以上	1,750 ポイント未満	〃	8 ポイント
1,750 ポイント以上	2,250 ポイント未満	〃	10 ポイント
2,250 ポイント以上	2,750 ポイント未満	〃	12 ポイント
2,750 ポイント以上	3,250 ポイント未満	〃	14 ポイント
3,250 ポイント以上	3,750 ポイント未満	〃	16 ポイント
3,750 ポイント以上		〃	18 ポイント

(現行)

基準値段又は前日の最終対象株価指数の数値		立会終了時の約定値段の値幅／気配の更新値幅	
2,000 ポイント未満		上下	6 ポイント
2,000 ポイント以上	3,000 ポイント未満	〃	9 ポイント
3,000 ポイント以上	4,000 ポイント未満	〃	12 ポイント
4,000 ポイント以上		〃	15 ポイント

別表2 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引における制限値幅と取引の一時中断措置の発動基準

(新派生売買システム等稼働後)

基準値段又は前日の最終対象株価指数の数値	制限値幅	一時中断措置の発動基準	
		基準値段からの変動幅	理論価格からの乖離幅
750 ポイント未満	上下 100 ポイント	50 ポイント超	10 ポイント超
750 ポイント以上 1,250 ポイント未満	〃 200 ポイント	100 ポイント超	20 ポイント超
1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	〃 300 ポイント	150 ポイント超	30 ポイント超
1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	〃 400 ポイント	200 ポイント超	40 ポイント超
2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	〃 500 ポイント	250 ポイント超	50 ポイント超
2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	〃 600 ポイント	300 ポイント超	60 ポイント超
3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	〃 700 ポイント	350 ポイント超	70 ポイント超
3,750 ポイント以上	〃 800 ポイント	400 ポイント超	80 ポイント超

(現行)

基準値段又は前日の最終対象株価指数の数値	制限値幅	一時中断措置の発動基準	
		基準値段からの変動幅	理論価格からの乖離幅
2,000 ポイント未満	上下 100 ポイント	70 ポイント超	20 ポイント超
2,000 ポイント以上 3,000 ポイント未満	〃 150 ポイント	100 ポイント超	30 ポイント超
3,000 ポイント以上 4,000 ポイント未満	〃 200 ポイント	130 ポイント超	40 ポイント超
4,000 ポイント以上	〃 250 ポイント	160 ポイント超	50 ポイント超

先物・オプション取引に係る立会外取引制度の整備について

平成19年3月28日
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> マーケットインパクトや未執行リスクの回避等のため、当取引所は、先物取引（株価指数先物取引及び国債証券先物取引）については既に立会外取引を導入しており、また、オプション取引についても本年3月12日から立会外取引を導入いたしましたが、先物・オプション取引に係る立会外取引の一層の利便性向上を図る観点から、取引状況や利用者のニーズ等を踏まえて、先物・オプション取引に係る立会外取引制度について、所要の見直しを行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> 株価指数先物取引については平成10年から、国債証券先物取引については平成13年から、立会外取引を導入しています。
II. 見直しの概要 1. 国債証券先物取引に係る立会外取引制度の見直し (1) 取引の種類の見直し (2) 対象取引の拡大 (3) 取引時間の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 立会外取引における立会外ベース取引及び立会外対当取引の区分を廃止し、合わせて立会外取引（当取引所の定めるところにより、立会によらずに、同一限月取引において、売付けと買付けを同時に行う国債証券先物取引及び売方取引参加者と買方取引参加者が、当該両者間で取引を成立させることを目的としてそれぞれ売付け又は買付けを行う国債証券先物取引をいいます。）と整理します。 売買立会において、取引開始日以後取引が成立したことがなく、かつ、最終気配値段が表示されることがない限月取引について、立会外取引を行うことができることとします。 国債証券先物取引に係る立会外取引の取引時間は、午前8時20分から午後3時10分まで及び午後3時30分から午後6時20分まで（半休日においては、午前8時20分から午前11時20分まで）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 株価指数先物取引に係る立会外取引と同様。 現在は、午前9時から午前11時20分まで、午後0時30分から午後3時20分及

(4) 注文方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引に係る立会外取引を行おうとする取引参加者は、売買システムを通じて呼値を行うものとします。 ・ 当該呼値を行うにあたっては、顧客の委託に基づく呼値か自己の計算による呼値かの別その他当取引所が必要と認める事項を明らかにすることとします。 	<p>び午後 3 時 3 0 分から午後 6 時 2 0 分まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、F A Xにより申込書を提出する方法。 ・ 異なる取引参加者間の場合、取引理由（ロールオーバー、建玉集約、その他、等）を明示することとします。
(5) 取引値段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、立会外取引の基準値段に、当該基準値段に 0. 5 % を乗じて得た数値を加減して得た値段の範囲内の額面 1 0 0 円につき 1 銭の整数倍の値段で、呼値を行うものとします。 ・ 立会外取引の基準値段は、同一取引日の立会による国債証券先物取引の直前の約定値段（限月間スプレッド取引による約定値段を除き、特別気配値段を含みます。）とし、該当する値段がない場合には、呼値の制限値幅の基準値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、調整完了時刻の直前 1 5 分間の売買立会における最も高い約定値段から最も低い約定値段までの範囲内の値段で、額面 1 0 0 円につき 1 銭の整数倍の値段。 ・ 現行の立会外対当取引と同様とします。
(6) 立会外取引の取引数量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会外取引は、1 0 0 億円以上 1 億円単位の数量により行うものとします。 	
(7) 売買の一時中断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所が、国債証券先物取引の限月取引について立会による売買を一時中断した場合には、当該限月取引の売買を一時中断している間、当該限月取引に係る立会外取引を一時中断することとします。 	
2. 株価指数先物取引に係る立会外取引制度の見直し		
(1) 対象取引の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会取引において、取引開始日以後取引が成立したことがなく、かつ、最終気配値段が表示されることがない限月取引について、立会外取引を行うことができるものとします。 	
(2) 注文方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数先物取引に係る立会外取引を行おうとする取引参加者は、売買システムを通じて呼値を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、F A Xにより申込書を提出する方法。

<p>(3) 取引値段</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、立会外取引の基準値段に、当該基準値段に5%を乗じて得た数値を加減して得た値段の範囲内の0.1ポイントの整数倍の値段で、呼値を行うものとします。 立会外取引の基準値段は当日の立会による株価指数先物取引の直前の約定指数(限月間スプレッド取引による約定指数を除き、特別気配値段を含みます。)とし、該当する値段がない場合には、呼値の制限値幅の基準値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 立会時以外の時間帯においては、現行どおり、取引高加重平均価格に手数料相当額を加減した値段による立会外取引も可能とします。 現在は、申込時点の立会取引又は申込時点の直前の立会取引における直前の約定指数。
<p>3. オプション取引に係る立会外取引制度の見直し</p> <p>(1) 対象取引の拡大</p> <p>(2) 注文方法の変更</p> <p>(3) 取引の一時中断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 立会取引において、取引開始日以後取引が成立したことがなく、かつ、最終気配値段が表示されることがない銘柄について、立会外取引を行うことができるものとします。 国債証券先物オプション取引及び株価指数オプション取引に係る立会外取引を行おうとする取引参加者は、売買システムを通じて呼値を行うものとします。 当取引所が、国債証券先物取引の限月取引について立会による売買を一時中断した場合には、当該限月取引の売買を一時中断している間、当該限月取引を権利行使対象限月取引とする国債証券先物オプション取引を一時中断することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 株券オプション取引については、現行どおりFAXにより申込書を提出する方法。 株価指数オプション取引における取引の一時中断と同様の取扱いとなります。
<p>Ⅲ. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新派生売買システムの稼働の日(本年10月目途)から実施します。 	

以上

先物・オプション取引に係るギブアップ制度の導入について

平成19年3月28日
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、投資者が、当取引所における国債証券先物取引、株価指数先物取引、株券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び株価指数オプション取引（以下「先物・オプション取引」といいます。）を取引参加者に委託した場合、その清算・決済（建玉管理、証拠金の授受、金銭・有価証券の授受等をいいます。以下同じ。）を当該取引参加者との間で行うこととしており、複数の取引参加者に委託する投資者においては、清算・決済業務に係る事務負担や証拠金所要額の軽減の観点から、清算・決済業務を一元化するニーズがあります。また、逆に取引目的等に応じた清算・決済業務の分散化という需要も存在しております。 ・ 当取引所は、海外の先物・オプション取引所において幅広く採用されているギブアップ制度を導入することにより、投資者が取引と清算・決済業務を委託する取引参加者の選択を可能とし、当取引所先物・オプション取引市場の効率性・利便性の向上を図ることとします。 	
II. 概要 1. 定義等 (1) 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップとは、取引参加者が、テイクアップを条件として、当該取引参加者が行った呼値又は申込みにより成立した先物・オプション取引の清算・決済を、他の取引参加者に行わせることをいいます。 ・ テイクアップとは、清算執行取引参加者が、注文執行取引参加者のギブアップに係る先物・オプション取引の清算・決済を引き受けることをいいます。 ・ 注文執行取引参加者とは、自らが行った呼値又は申込みにより成立した先物・オプション 	

(2) 対象	<p>取引の清算・決済を他の取引参加者に行わせようとする場合に、当取引所に対してギブアップ申告を行う取引参加者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算執行取引参加者とは、ギブアップに係る先物・オプション取引の清算・決済を引き受ける場合にはテイクアップ申告を、引き受けない場合にはテイクアップ拒否申告を、それぞれ当取引所に対して行う取引参加者をいいます。 ・ 当取引所において取引参加者が行った呼値又は申込みにより成立した先物・オプション取引を対象とします。 ・ 国債証券先物オプション取引の権利行使又はその割当てにより成立する国債証券先物取引、株券オプション取引及び株価指数オプション取引の権利行使又はその割当てについて、ギブアップを行うことはできません。 ・ ギブアップが成立した先物・オプション取引について、再度ギブアップ申告を行うことはできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会外取引及び過誤訂正等のための取引を含みます。
2. 取引所・取引参加者間の手続き		
(1) 注文執行取引参加者によるギブアップ申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文執行取引参加者は、当該注文執行取引参加者が成立させた先物・オプション取引について、ギブアップを行おうとするときは、次に掲げる取引の区分に応じて、それぞれに定める時限までに、当該先物・オプション取引に係る内容及び清算執行取引参加者を指定して、清算システムにより当取引所に申告（以下「ギブアップ申告」といいます。）するものとします。 <p>① 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引</p> <p>売買等が成立した取引日の終了する日の午前8時20分から午後4時15分まで（半休日においては、午前8時20分から午後0時15分まで）。</p> <p>なお、イブニング・セッションに成立した売買等については、当該売買等が成立した日の午後3時30分から午後6時30分までの間の申告も可能とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者と当取引所との間のギブアップに係る各申告・通知は、清算システムを通じて行うものとします。 ・ 取引成立後、一定時間経過後から、ギブアップ申告が可能となります。 ・ ギブアップ申告の際、約定を分割して申告することも可能とします。 ・ システム障害時には、ギブア

ップを行うことができない場合があります。

・ 清算執行取引参加者は、あらかじめ清算システムにおいてテイクアップ申告する取引の条件を設定しておくことにより、自動的にテイクアップ申告を行うことが可能です。

② 株価指数先物取引、株券オプション取引及び株価指数オプション取引

取引が成立した日の午前8時20分から午後4時15分まで（半休日においては、午前8時20分から午後0時15分まで）

- ・ 当取引所は、ギブアップ申告を受けた場合には、その内容を当該注文執行取引参加者が指定した清算執行取引参加者に通知します。
- ・ 清算執行取引参加者は、当取引所からギブアップ申告の通知を受けた場合には、次に掲げる取引の区分に応じて、それぞれ定める時限までに、当該ギブアップ申告に係る先物・オプション取引について、テイクアップを承諾する旨の申告（以下「テイクアップ申告」といいます。）、又は、テイクアップを拒否する旨の申告のいずれかを、当取引所に対して行うものとします。

① 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引

取引が成立した取引日の終了する日の午前8時20分から午後4時30分まで（半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで）。

なお、イブニング・セッションに成立した取引に係るギブアップ申告については、当該取引が成立した日の午後3時30分から午後6時30分までの間の申告も可能とします。

② 株価指数先物取引、株券オプション取引及び株価指数オプション取引

取引が成立した日の午前8時20分から午後4時30分まで（半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで）

- ・ 上の時限までにテイクアップの諾否の申告が行われない場合には、清算執行取引参加者が当該ギブアップ申告に係る先物・オプション取引についてテイクアップを拒否したもののみなします。
- ・ 当取引所は、清算執行取引参加者からテイクアップの諾否に係る申告を受けた場合には、

(2) 清算執行取引参加者によるテイクアップに係る申告

(3) ギブアップの

成立

その内容を注文執行取引参加者に通知します。

(4) ギブアップ訂
正等

- 当取引所が受けたギブアップ申告に対し、清算執行取引参加者からテイクアップ申告を受けた場合に、ギブアップ申告を受けた先物・オプション取引について、ギブアップが成立するものとします。
- 注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者は、ギブアップ申告又はテイクアップ申告等の内容の訂正等を行おうとするときは、あらかじめ清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者の承諾を得たうえで、ギブアップに係る先物・オプション取引が成立した日から起算して4日目（休業日を除外します。）の日の午後1時まで（半休日においては、午前10時まで）に、当取引所に申告しなければなりません。
- ただし、ギブアップ申告を行った取引日のギブアップ申告時限までの間における注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者によるギブアップ又はテイクアップの取消しを行おうとするときは、清算システムを通じて当取引所にその旨を申告し、当取引所からの通知を受けた清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者が承諾すれば良いものとします。

- ギブアップに係る訂正等の当取引所に対する申告は、所定の様式をFAX等で提出することにより行います。
- 取引最終日が到来した銘柄及び国債証券先物オプション取引における権利行使・割当てが行われた銘柄については、ギブアップ訂正を行うことができないこととします。
- ギブアップに係る訂正等により値洗差金等に差額が生じる場合には、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者（各取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者の指定清算参加者）と株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）との間で、訂正日の翌日に授受

することとなります。

(5) 清算・決済等

- ・ ギブアップが成立した先物・オプション取引の清算・決済及び証拠金の預託は、清算執行取引参加者が、当該ギブアップが成立した日に行った他の先物・オプション取引と併せて、クリアリング機構との間で行います。

(6) 資料の保存

- ・ 注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者は、成立したギブアップの内容を記載した資料（電磁的記録を含みます。）を、ギブアップが成立した日から起算して10年間保存するものとします。

3. 顧客との間のギブアップに係る手続

(1) 先物・オプション取引口座の設定

- ・ 顧客が委託しようとする先物・オプション取引について、ギブアップを行おうとするときは、あらかじめ、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者の双方に先物・オプション取引口座を設定しなければなりません。

(2) ギブアップ契約の締結

- ・ 顧客がギブアップに係る先物・オプション取引の委託をしようとするときは、当該顧客は、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者との三者間で、ギブアップに係る契約（以下「ギブアップ契約」といいます。）を締結するものとします。
- ・ ただし、注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者が、取次者から、申込者の委託の取次ぎに基づくギブアップ取引又はギブアップ取引に係る清算・決済の委託を受けたときは、次のとおりとします。

① 申込者又は取次者、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者との間のギブアップ契約の締結は不要とします。

② 申込者、ギブアップ取引に係る取次者（当該申込者が、注文執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引を委託した場合には、当該注文執行取引参加者）及びギブアップ取引の清算・決済に係る取次者（当該申込者が、清算執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引に係る清算・決済を委託した場合には、当該清算執行取引参加

- ・ ギブアップ契約書（和文）のひな型を御提供する予定です。

(3) ギブアップ申告に係る指示	<p>者) との間でのギブアップ契約の締結を必要とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップ契約には、次に掲げる事項を定めなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 委託手数料の額並びに徴収者及び徴収方法 ② テイクアップの拒否申告を受けた場合における取扱い ・ 顧客がギブアップに係る先物・オプション取引を委託する場合には、顧客は、その都度、注文執行取引参加者に対して、先物・オプション取引の委託の際の指示事項のほか、次に掲げる事項を指示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① ギブアップに係る先物・オプション取引である旨 ② 清算執行取引参加者 ③ 清算執行取引参加者がギブアップに係る先物・オプション取引がいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項（顧客を特定するための番号等） ・ 顧客は、注文執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合には、次に掲げる取引の区分に応じて、それぞれ定める時限までの当該注文執行取引参加者が指定する時限までに、ギブアップ申告に係る指示を行うことができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 ギブアップに係る売買等が成立した取引日の終了する日の午後4時まで（半休日においては、正午まで） ② 株価指数先物取引、株券オプション取引及び株価指数オプション取引 ギブアップに係る取引が成立した日の午後4時まで（半休日においては、正午まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国先物取引業協会（F I A : the Futures Industry Association）が作成したひな型を使用することを可能とします。 ・ 顧客を特定するための番号等としては、先物・オプション取引口座の口座番号等が考えられます。
(4) 清算・決済等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップが成立した場合には、顧客と注文執行取引参加者との間の委託が終了し、同時に、顧客と清算執行取引参加者との間でギブアップに係る先物・オプション取引の決済に係る委託が新たに成立するものとします。 ・ ギブアップが成立した場合には、顧客は、当該ギブアップに係る先物・オプション取引の清算・決済及び証拠金の預託を清算執行取引参加者との間で行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算・決済等は、ギブアップによらないものと併せて行

<p>(5) 新規建・反対 売買の別の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客は、ギブアップが成立した場合には、次に掲げる取引の区分に応じて、それぞれに定める時限までの清算執行取引参加者が指定する時限までに、当該先物・オプション取引について新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの別を清算執行取引参加者に指示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 ギブアップに係る売買等が成立した取引日の終了する日の午後4時30分まで（半休日においては、午後0時30分まで） ② 株価指数先物取引、株券オプション取引及び株価指数オプション取引 ギブアップに係る取引が成立した日の午後4時30分まで（半休日においては、午後0時30分まで） ・ 上の時限までに顧客が指示を行わない場合には、新規の売付け又は買付けの指示がなされたものとします。 	<p>います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客が、ギブアップが成立したオプション取引に係る権利行使を行う場合にも、清算執行取引参加者にその旨を指示するものとします。
<p>Ⅲ. ギブアップに係る手数料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップが成立した先物・オプション取引について、ギブアップ手数料を徴収することとします。 ・ 取引参加者は、当取引所を通じて、注文執行取引参加者と清算執行取引参加者との間のギブアップに係る委託手数料の授受（顧客からの受取手数料の配分）を行うことができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料等の配分額の申告・照合方法、授受の頻度等については、別途検討。
<p>Ⅳ. その他 (1) 投資部門別取引内容報告書の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引に係る先物・オプション取引の投資部門別取引内容報告については、当該清算執行取引参加者が報告するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口建玉報告（国債証券先物取引・国債証券先物オプション取引、株券オプション取引）も、清算執行取引参加者が行うものとします。

<p>(2) 取引参加者別取引内容の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者別取引内容（手口）については、ギブアップが成立した先物・オプション取引についても、注文執行取引参加者が行った取引として公表することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 手口公表の対象取引、区分及び内容は従前のおり。
<p>V. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新派生売買システムの稼働の日（本年10月目途）から実施します。 	

以上

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数オプション取引の取引活性化の観点から、株価指数オプション取引の取引機会を増加させ、より効率的なヘッジ取引や他の商品と組み合わせた投資戦略等を可能とする等、投資者の利便性向上を図るため、限月取引の数とその期間を拡大します。 ・ また、当該拡大した期間における投資需要を勘案し、銘柄数の増加及び需給分散を抑止するため、権利行使価格の設定方法を見直すこととします。 	
II. 概要 1. 限月取引の数と期間の拡大 2. 権利行使価格の設定方法の見直し (1) 取引期間又は取引の残存期間が4か月超の限月取引に係る新規設定及び追加設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数オプション取引の限月取引の数は、3、6、9、12月の限月取引（以下「四半期限月取引」といいます。）のうち直近の5限月及び四半期限月取引以外の限月取引のうち直近の3限月取引の8限月取引制とし、各限月取引の期間は、四半期限月取引の取引期間は1年3か月、四半期限月取引以外の限月取引の取引期間は4か月（2月、5月、8月、11月の限月取引）又は5か月（1月、4月、7月、10月の限月取引）とします。 ・ 取引期間が4か月超の限月取引の取引開始日に、当該限月取引の取引開始日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。以下同じ。）における設定基準値（その日の最終の対象株価指数の数値に最も近接する50ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいいます。以下この項目において同じ。）及び当該設定基準値に近接する上下各4種類の50ポイントの整数倍の数値の権利行使価格を設定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、4限月取引制で、期間は4か月。 ・ 別添イメージ参照。 ・ 別添イメージ参照。 ・ 現在は、すべての限月取引について、上下各4種類の25ポイント刻みの権利行使価格を新規又は追加設定。

(2) 取引期間又は取引の残存期間が4か月以下の限月取引に係る新規設定及び追加設定

3. 実施時の取扱い

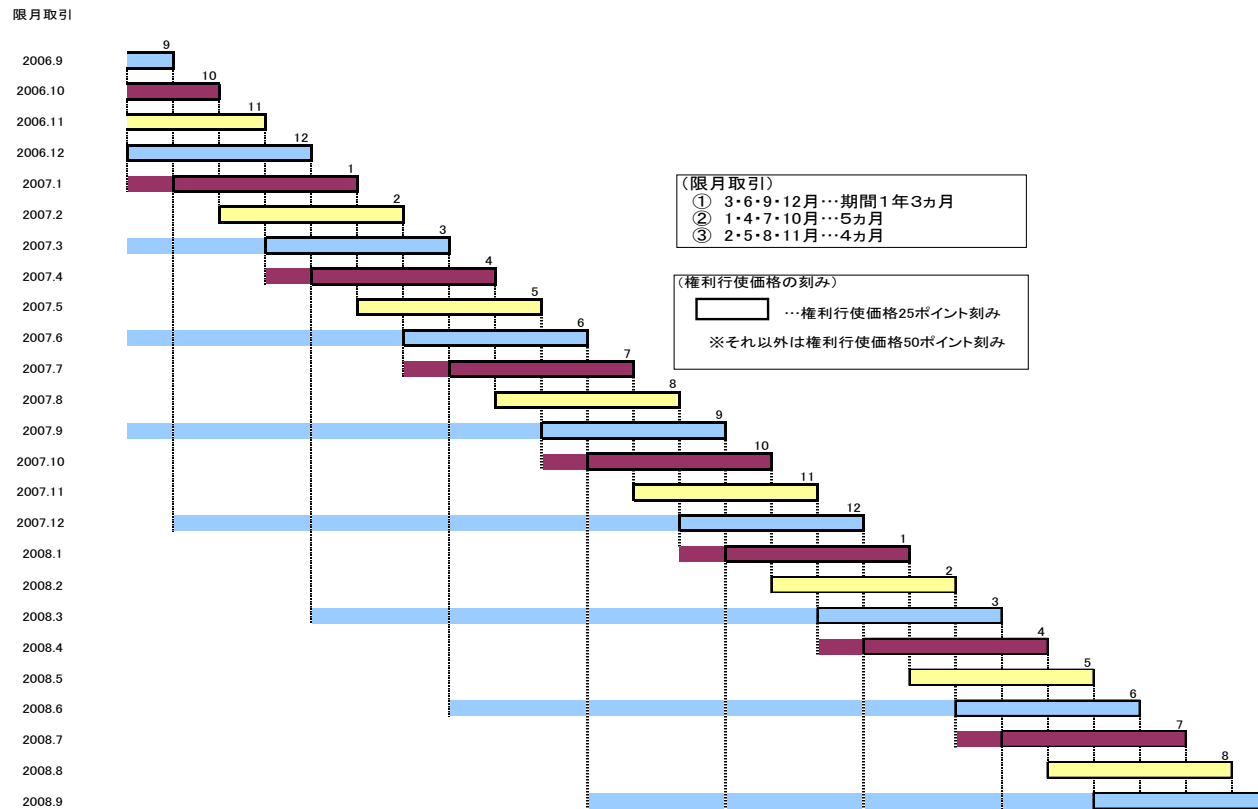
- 取引の残存期間が4か月超の限月取引について、毎日の設定基準値を上回る又は下回る既存の権利行使価格が3種類以下となった場合は、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げます。以下同じ。）に、当該設定基準値を上回る又は下回る権利行使価格が4種類となるまで、既存の権利行使価格から50ポイント刻みで追加設定します。
- 当取引所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができるものとします。
- 取引期間が4か月の限月取引の取引開始日に、当該限月取引の取引開始日の前日における設定基準値（その日の最終の対象株価指数の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいいます。以下この項目において同じ。）及び当該設定基準値に近接する上下各4種類の25ポイントの整数倍の数値の権利行使価格を設定します。
- 取引の残存期間が4か月以下の限月取引について、毎日の設定基準値を上回る又は下回る既存の権利行使価格が3種類以下となった場合は、その翌日に、当該設定基準値を上回る又は下回る権利行使価格が4種類となるまで、既存の権利行使価格から25ポイント刻みで追加設定します。ただし、追加設定する日が、追加設定の対象となる限月取引の取引最終日と同一の週に属するときは、当該限月取引に係る追加設定を行わないことができるものとします。
- 取引期間が4か月超の限月取引の残存期間が4か月以下となった場合には、設定基準値に近接する上下各4種類の25ポイントの整数倍の数値の権利行使価格を追加設定します。
- 当取引所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができるものとします。
- 実施日において、実施日の前日における最終の対象株価指数の数値に基づき、直近の4限月取引については、2.（2）の25ポイントの権利行使価格の追加設定を行い、直近の4限月取引以外の限月取引については、2.（1）の50ポイントの権利行使価格の新規設定を行います。

Ⅲ. 実施時期

- ・ 新派生売買システムの稼働の日（本年10月目途）以降の日で、当取引所が定める日から実施します。

以上

（別添）制度変更後の限月取引のイメージ



債券の売買取引制度等の見直しについて

平成19年3月28日
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年以降、外貨建外国債券の当取引所への上場がなく、また、国債証券の条件付取引は、平成10年以降全く取引が成立していないなど、普通債の上場・売買制度には、現状、利用されていない制度が存在しております。 また、国債証券、円貨建外国債券及びその他の普通債（地方債、政府保証債、特殊債、金融債、社債）（以下、合わせて「普通債」といいます。）の売買立会時については、需給をできるだけ集約するため、現在「節立会」を採用していますが、注文が偏在するなど取引状況が変化し、需給の集約効果が限定的となってきました。 こうした状況を踏まえ、取引制度等の簡素化を図る観点から、普通債の上場・売買制度を見直すこととします。 	
II. 概要		
1. 国債証券の条件付取引の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券の条件付取引を廃止し、通常の売買立会のみとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、通常取引と条件付取引があります。
2. 外貨建外国債券の上場制度の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建外国債券の上場制度を廃止します。 	
3. 節立会の廃止 (1) 売買立会時	<ul style="list-style-type: none"> 売買立会は、午後0時30分から午後3時まで（半休日については、午前9時から午前11時まで）とします。 注文受付時間は、午後0時5分から午後3時（半休日においては、午前8時20分から午 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のいわゆる「節立会」を廃止します。

<p>(2) 売買立会の方法</p>	<p>前11時)までとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通債に係る売買立会による売買は、売買システム（新派生売買システム）により行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の債券売買サポートネットワークシステムを廃止します。
<p>(3) 売買契約締結方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普通債の売買立会による売買は、競争売買とし、競争売買における呼値の順位、個別競争売買における板寄せ及びザラバの呼値の合致要件については、先物・オプション取引と同様とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ただし、ストップ配分は適用されません。
<p>(4) 呼値の制限値幅</p>	<ul style="list-style-type: none"> 呼値の制限値幅は、当取引所が定める値幅（1円）とします。 呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定めることとします（原則として、前日（休業日を除きます。）に日本証券業協会が発表する各銘柄の当日（翌日付発表分）の売買参考統計値とします。）。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の運用どおり。
<p>(5) 売買単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券については、額面5万円とします。 国債証券以外の普通債については、銘柄ごとに、当取引所が定めるところにより額面1,000万円、額面100万円又は額面10万円とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、円貨建外国債券が10万円又は100万円、その他の普通債が1,000万円又は100万円。
<p>(6) 特別気配</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気配の更新値幅は、当取引所が定める値幅（10銭）とします。 気配の更新時間は、当取引所が定める時間とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 気配の新規表示に係る値幅も同様とします。
<p>(7) 呼値の単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> 額面100円につき、1銭とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。
<p>Ⅲ. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新派生売買システムの稼働の日（本年10月目途）から実施します。 	

以上

(参考資料)

新派生売買システム等の稼働に伴う
先物・オプション取引制度等の一部改正について



平成19年3月28日
株式会社東京証券取引所

Ⅱ. 1. (1) 板寄せ時の合致要件の見直し

a 立会開始時等

現行制度

売り	成行	買い
1		1
	1700.5	
1	1700.0	1
	1699.5	

取引不成立

<取引成立要件>

以下の数量がすべて約定すること。

- (i) 成行呼値の全部の数量
- (ii) 約定値段に満たない売り注文及び約定値段を超える買い注文の全部の数量
- (iii) 約定値段による呼値について次に掲げる数量
 - a 売り注文又は買い注文のいずれか一方の全部の数量
 - b 他方の注文について1単位以上の数量

新システム導入後

売り	成行	買い
1		1
	1700.5	
1	1700.0	1
	1699.5	

1700.0ポイントで
取引成立

<取引成立要件>

以下の数量がすべて約定すること。

- (i) 成行呼値の全部の数量
- (ii) 約定値段に満たない売り注文及び約定値段を超える買い注文の全部の数量
- (iii) 約定値段による呼値について次に掲げる数量
 - a 売り注文又は買い注文のいずれか一方の全部の数量
 - b 他方の注文について1単位以上の数量 (適用外)

Ⅱ. 1. (1) 板寄せ時の合致要件の見直し

b ストップ配分

現行制度

売り	成行	買い
1	1800.0	1
	1799.5	
	1799.0	
	1798.5	

取引不成立

<取引成立要件>

以下の数量がすべて約定すること。

- (i) 成行呼値の全部の数量
- (ii) 約定値段に満たない売り注文及び約定値段を超える買い注文の全部の数量
- (iii) 約定値段による呼値について次に掲げる数量
 - a 売り注文又は買い注文のいずれか一方の全部の数量
 - b 他方の注文について制限値幅で呼値を行っている取引参加者数を乗じて算出した数量以上の数量

新システム導入後

売り	成行	買い
1	2000.0	1
	1999.5	
	1999.0	
	1998.5	

取引成立

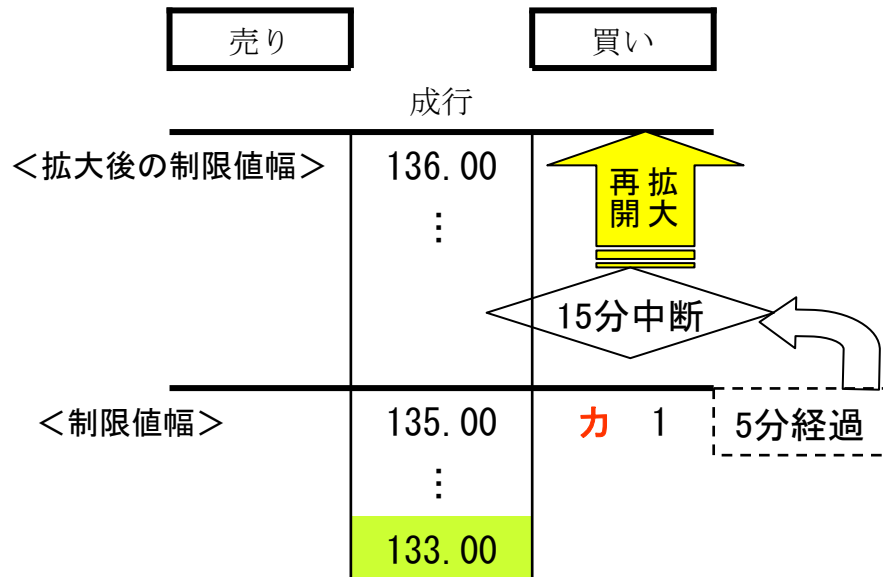
<取引成立要件>

以下の数量がすべて約定すること。

- (i) 成行呼値の全部の数量
- (ii) 約定値段に満たない売り注文及び約定値段を超える買い注文の全部の数量
- (iii) 約定値段による呼値について次に掲げる数量
 - a 売り注文又は買い注文のいずれか一方の全部の数量
 - b 他方の注文について1単位以上の数量

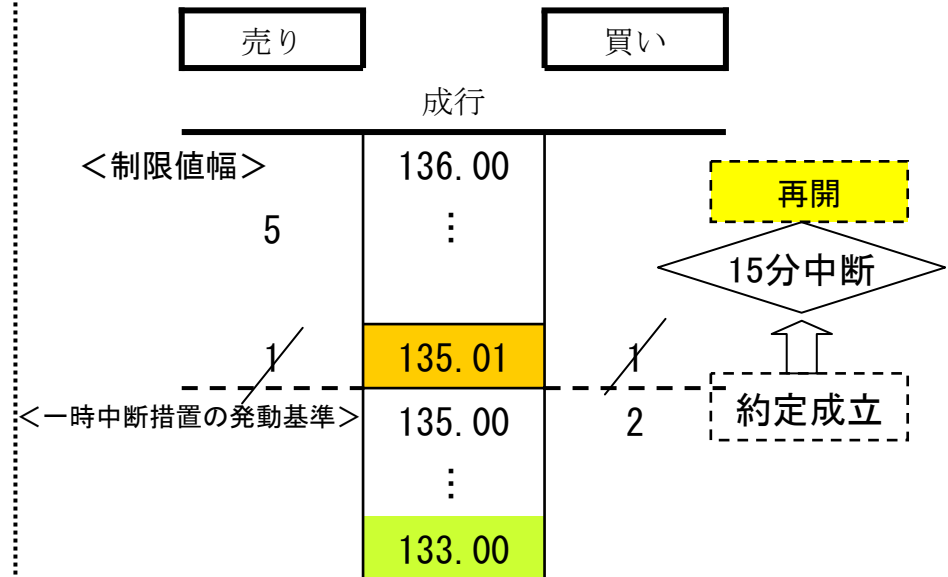
Ⅱ. 2. (2) 国債証券先物取引取引における一時中断措置の整備

現行制度（制限値幅の拡大）



- ・ 制限値幅の値段で特別気配が5分間表示し続けた場合に、国債証券先物取引の売買を15分間中断した後に、制限値幅を1円拡大して、売買を再開。

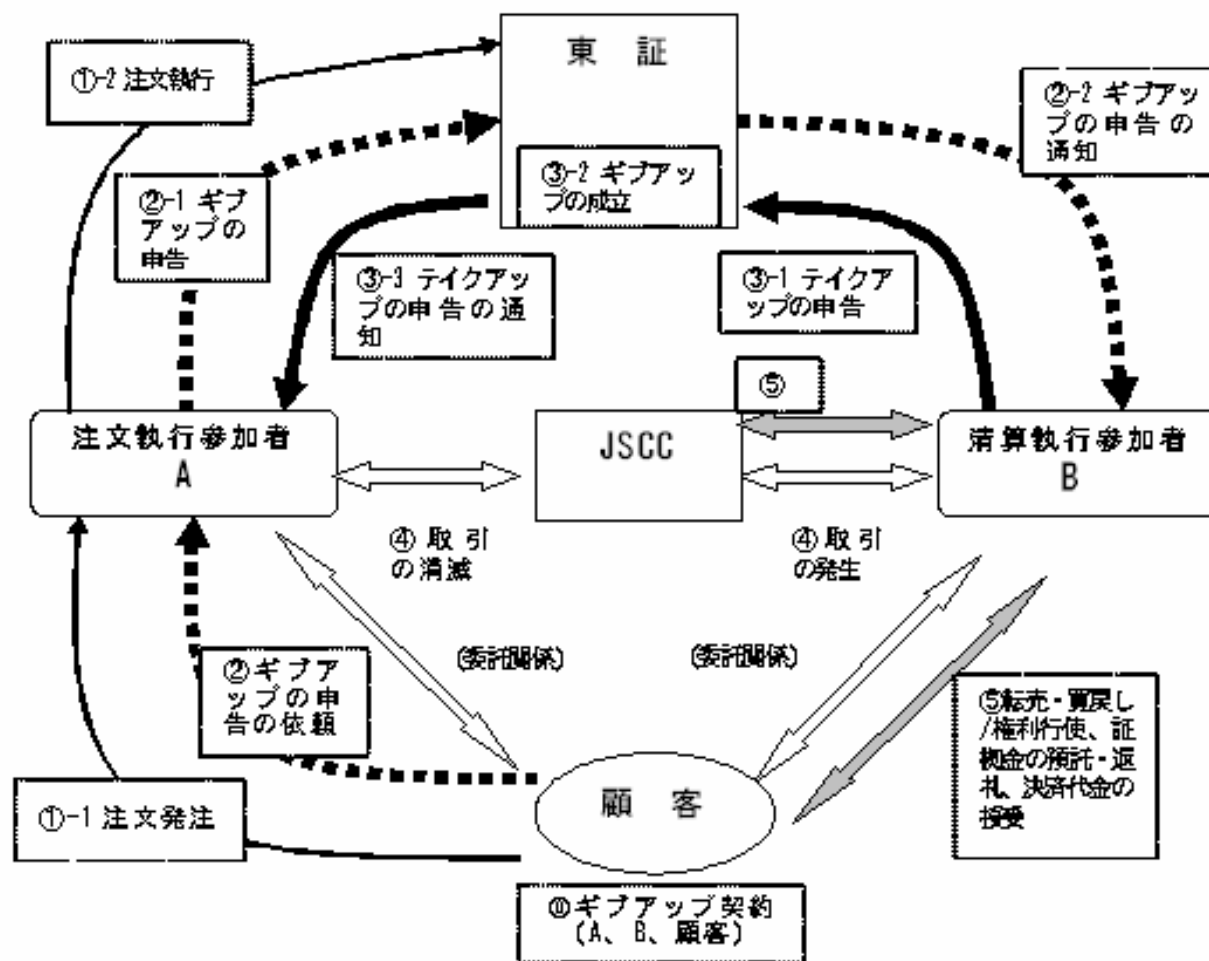
新システム導入後（売買の一時中断措置）



- ・ 制限値幅は、あらかじめ現行制度における制限値幅拡大後と同一に設定。
(→現行の制限値幅を超える値段での呼値が可能。)
- ・ 一定の変動幅を超えて約定又は特別気配表示がなされた場合に、売買を15分間中断した後に再開。
- ・ 売買中断中は、当該先物取引に係る限月間スプレッド取引及び当該先物取引を権利行使対象限月取引とする⁴国債証券先物オプション取引も売買を一時中断。

Ⅱ. 4. ギブアップ制度の導入

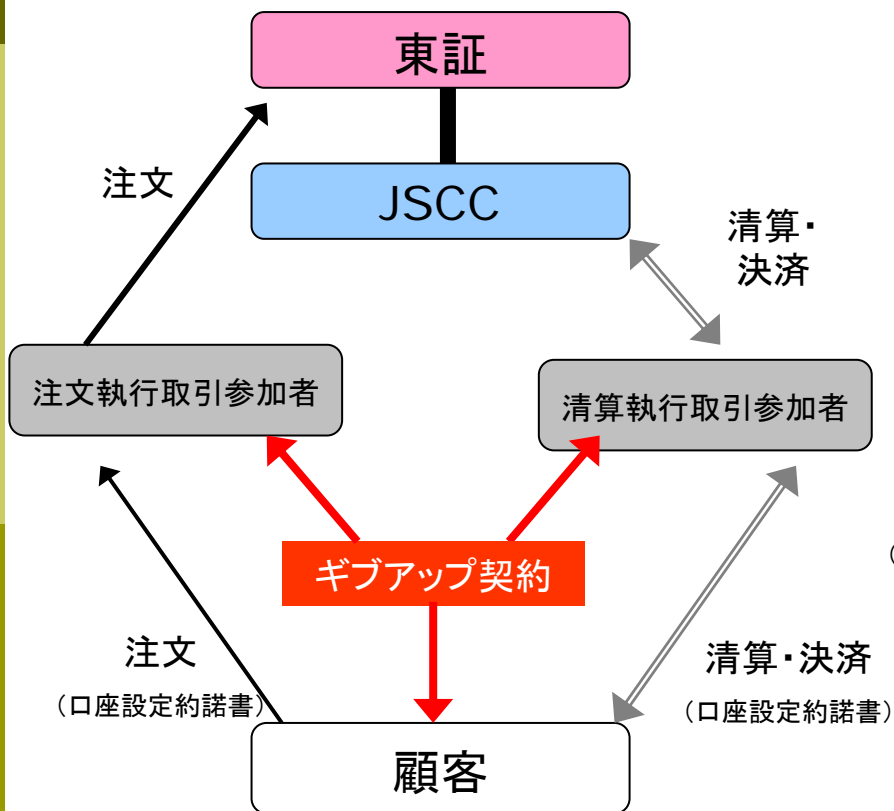
ギブアップに係る業務フロー(イメージ図)



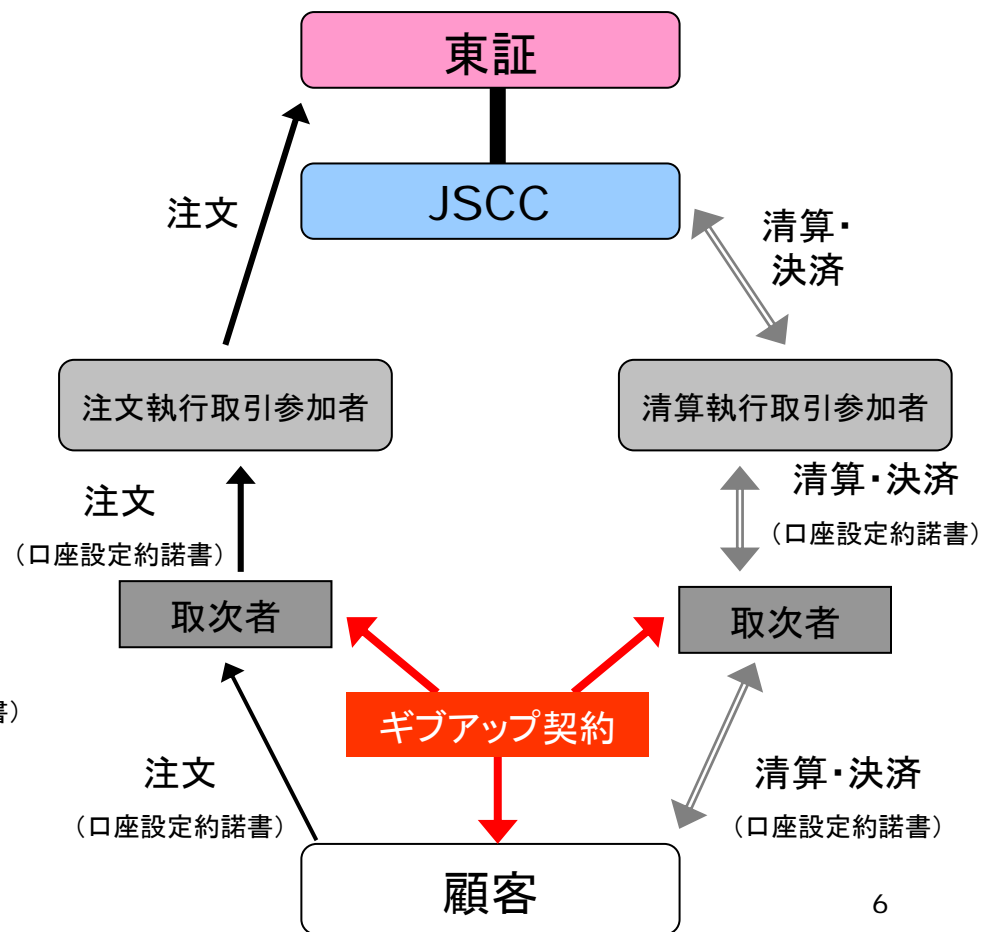
Ⅱ. 4. ギブアップ制度の導入

ギブアップ契約

顧客が当取引所取引参加者と直接取引を行う場合

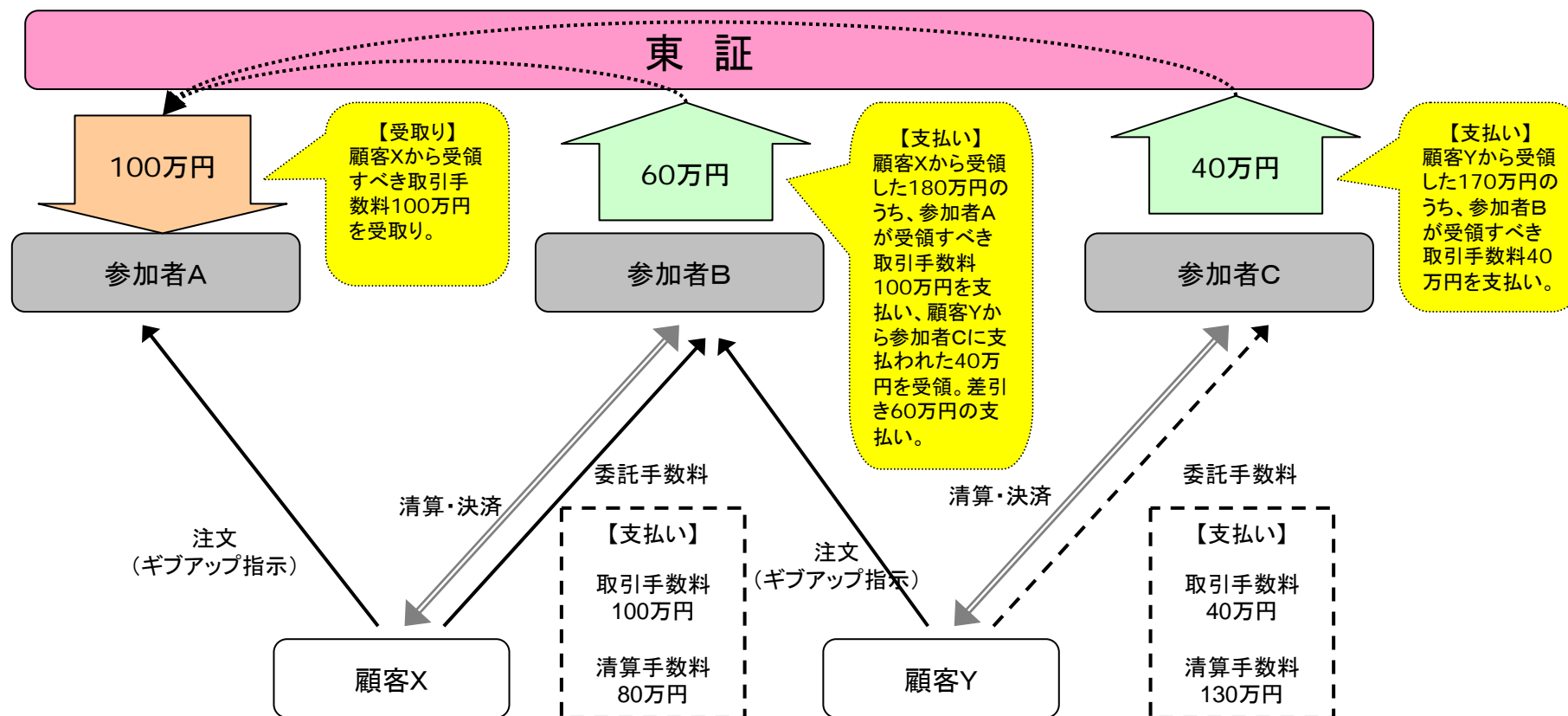


ギブアップに係る取引及び清算・決済に取次者が存在する場合



Ⅱ. 4. ギブアップ制度の導入

ギブアップに係る委託手数料の授受(顧客からの受取手数料の配分)

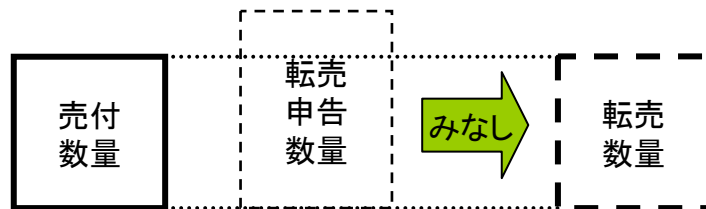


- 取引参加者は、任意にギブアップに係る委託手数料の授受を当取引所を通じて行うことができます。
- 配分額は、清算システムに、注文執行取引参加者が設定し、清算執行取引参加者の同意を条件に、合致するギブアップが成立すると、月ごとに指定した顧客単位で配分額を自動算出・集計します。
- 授受は、立会外分売取扱料と同様の方法で行います。
- なお、ギブアップに係る委託手数料について、当取引所は債務引受を行いません。

Ⅱ. 5. 転売・買戻し等の申告方法等の見直し

転売・買戻し等の申告数量の修正

●転売申告数量が売付数量を上回る場合の考え方



●買戻し申告数量が買付け数量を上回る場合の考え方

